

インフルエンザ罹患時の対応について

●医師の指示どおり内服療養してください。

●水分をこまめにとり、体を休めてください。
高熱後は体力を消耗している可能性があります。

●出校停止期間は出校を控えてください。
原則「発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出校停止」です。
上記と合わせ、主治医の指示に従ってください。
※下記イラスト参照

●(学生)公欠届については以下を参照してください:

【説明】 ※問合せ先掲載あり

<https://www.titech.ac.jp/student/pdf/certificates-submitting-forms-current-koketsu-seido.pdf>

【手続き書類】

<https://www.titech.ac.jp/student/pdf/177-koketsu.pdf>

●(理工学系 教職員)

特に出勤停止の期間は定められていませんので、医師の診断に従って療養し、
勤務しない日については、休暇の手続きをおとりください。人事労務課(hradm.adm@adm.isct.ac.jp)

学校保健安全法は出席停止期間を次のように定めています

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を
経過するまで登校できません。

ただし、病状により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

発症後、最低5日間は登校不可								
	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
〈例1〉 発症2日目に解熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内 登校不可	登校可能	
〈例2〉 発症4日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	